

令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果の概要

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査結果の概要

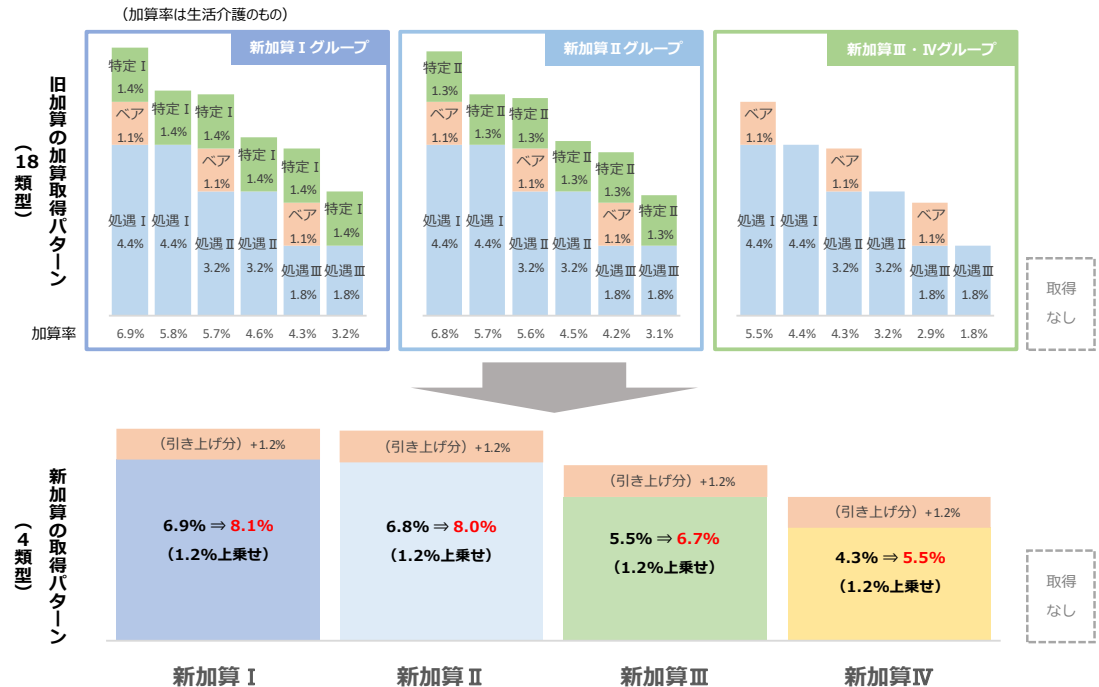
目 次

令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の概要	P 2
I 処遇改善にかかる加算等の取得（届出）状況等について	P 3
〈福祉・介護職員等処遇改善加算〉	
・ 加算の取得（届出）状況	・ 加算を配分した職員の範囲
・ 加算（Ⅱ）の取得（届出）を行っていない理由	・ 賃金改善の実施方法
・ 加算（Ⅲ）の取得（届出）を行っていない理由	・ 加算額の一部の令和7年度への繰り越し状況
・ 加算の取得（届出）をしない理由	・ 賃上げ促進税制の適用有無
・ 事務作業が煩雑とする具体的な事情	
・ 給与等の引き上げの対象者	
II 障害福祉サービス等従事者の平均給与額等の状況について	P 13
・ 障害福祉サービス等従事者の平均基本給等の状況（常勤の者、職種別）	
・ 障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）	
・ 福祉・介護職員の平均給与額の内訳（常勤の者）	
・ 福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、サービス種類別）	
・ 福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、勤続年数別）	
・ 福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、保有資格別）	
III 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について	P 19

令和6年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の概要

- 調査の目的 障害福祉サービス等従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、報酬改定のための基礎資料を得る。
- 調査時期 令和6年10月（参考：令和4年度調査の調査時期は令和4年12月）
- 調査対象等
 - ・ 調査対象 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害者支援施設（施設入所支援）、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設
 - ・ 抽出方法 層化無作為抽出法により抽出
 - ・ 調査客体数 14,402施設・事業所
 - ・ 有効回答数 7,828施設・事業所（有効回答率：54.4%）
 - ・ 調査項目 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得（届出）状況、調査対象施設・事業所に在籍する介護従事者等の給与（令和5年9月と令和6年9月における給与）等

福祉・介護職員等処遇改善加算



I 処遇改善にかかる加算等の取得（届出）状況等について

○加算の取得（届出）状況

福祉・介護職員等処遇改善加算の取得状況をみると、加算を「取得（届出）している」事業所が87.0%、加算を「取得（届出）していない」事業所が13.0%となっている。

また、加算の種類別（Ⅰ）～（Ⅴ）の取得状況をみると、加算（Ⅰ）を取得（届出）している事業所が49.5%となっている。

（統計表第17表）

	福祉・介護職員等処遇改善加算(新加算)の届出をしている	加算の種類別					福祉・介護職員等処遇改善加算(新加算)届出をしていない
		加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)	加算(Ⅳ)	加算(Ⅴ)	
全体	87.0%	49.5%	18.7%	12.3%	3.6%	2.9%	13.0%
居宅介護	82.3%	31.1%	35.6%	11.3%	2.4%	1.8%	17.7%
重度訪問介護	91.4%	26.3%	45.3%	12.1%	2.9%	4.8%	8.6%
生活介護	94.8%	57.4%	15.7%	14.3%	3.6%	3.8%	5.2%
施設入所支援	97.5%	79.7%	0.6%	10.8%	3.7%	2.8%	2.5%
就労継続支援A型	86.2%	42.5%	19.2%	15.7%	4.7%	4.1%	13.8%
就労継続支援B型	87.3%	50.8%	15.1%	12.4%	5.7%	3.2%	12.7%
共同生活援助(介護サービス包括型)	86.6%	40.9%	26.5%	12.0%	4.3%	2.9%	13.4%
児童発達支援	88.2%	40.4%	26.4%	15.9%	3.5%	1.9%	11.8%
放課後等デイサービス	94.3%	53.7%	22.7%	14.7%	1.7%	1.7%	5.7%
福祉型障害児入所施設	91.1%	73.2%	1.6%	9.8%	3.3%	3.3%	8.9%
医療型障害児入所施設	73.6%	58.6%	1.1%	6.9%	4.6%	2.3%	26.4%

注)令和6年9月30日時点の取得(届出)状況である。

○加算（Ⅱ）の取得（届出）を行っていない理由

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）を取得（届出）している事業所における加算（Ⅱ）の取得（届出）を行っていない理由をみると、「改善後の年額賃金要件を定めることにより、職種間・事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため」が33.0%、「改善後の年額賃金要件を定めるための事務作業が煩雑であるため」が32.4%となっている。

（統計表第41表）

（複数回答）

	① 改善後の年額賃金要件を定めることにより、職種間・事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため	② 改善後の年額賃金要件を定めるための事務作業が煩雑であるため	③ 改善後の年額賃金要件をどのようにして定めたらよいかわからないため	④ 改善後の年額賃金要件を定めることにより、福祉・介護職員間の賃金バランスがとれなくなることが懸念されるため	⑤ 改善後の年額賃金要件を定めることにより、賃金管理を行うことが今後難しくなるため
全 体	33.0%	32.4%	29.7%	28.4%	23.0%
居宅介護	20.9%	32.6%	34.9%	14.0%	27.9%
重度訪問介護	24.4%	42.2%	28.9%	15.6%	24.4%
生活介護	44.2%	30.8%	36.5%	40.4%	15.4%
施設入所支援	54.3%	25.7%	20.0%	31.4%	17.1%
就労継続支援A型	24.0%	32.0%	34.0%	26.0%	22.0%
就労継続支援B型	19.6%	26.1%	39.1%	26.1%	19.6%
共同生活援助(介護サービス包括型)	24.4%	28.9%	44.4%	24.4%	15.6%
児童発達支援	18.0%	36.0%	30.0%	34.0%	24.0%
放課後等デイサービス	36.4%	31.8%	31.8%	36.4%	22.7%
福祉型障害児入所施設	58.3%	50.0%	16.7%	50.0%	33.3%
医療型障害児入所施設

注1) 令和6年9月30日時点の状況である。

注2) 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）の届出を行わない理由は上位5位を掲載している。

注3) 集計対象数が10未満の場合は「・・・」と表章している。

○加算（Ⅲ）の取得（届出）を行っていない理由

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を取得（届出）している事業所における加算（Ⅲ）の取得（届出）を行っていない理由をみると、「昇給の仕組みを設けることにより、職種間・事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため」が37.8%、「昇給の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため」が33.6%となっている。

（統計表第45表）
（複数回答）

	昇給の仕組みをどのようにして定めたらよいかわからないため	昇給の仕組みを設けるための事務作業が煩雑であるため	昇給の仕組みを設けることにより、賃金管理を行うことが今後難しくなるため	昇給の仕組みを設けることにより、職種間・事業所間の賃金のバランスがとれなくなることが懸念されるため	昇給の仕組みについて、法人内又は施設・事業所内で合意形成することが難しいため
全体	33.6%	29.8%	21.8%	37.8%	11.8%
居宅介護
重度訪問介護	36.4%	27.3%	27.3%	54.5%	18.2%
生活介護	46.2%	38.5%	15.4%	46.2%	7.7%
施設入所支援	50.0%	41.7%	16.7%	33.3%	25.0%
就労継続支援A型	66.7%	40.0%	33.3%	33.3%	0.0%
就労継続支援B型	38.1%	19.0%	28.6%	28.6%	9.5%
共同生活援助（介護サービス包括型）	25.0%	50.0%	37.5%	25.0%	0.0%
児童発達支援	9.1%	36.4%	9.1%	45.5%	0.0%
放課後等デイサービス
福祉型障害児入所施設
医療型障害児入所施設

注1) 令和6年9月30日時点の状況である。

注2) 集計対象数が10未満の場合は「...」と表章している。

○加算の取得（届出）をしない理由

福祉・介護職員等処遇改善加算の取得（届出）をしていない事業所における加算を取得しない理由をみると、「事務作業が煩雑」が32.4%、「届出に必要な事務を行える職員がいない」が17.3%、「算定要件を達成できない」が15.2%となっている。

(統計表第53表)
(複数回答)

	対象施設・事業所の制約のため困難	事務作業が煩雑	届出に必要な事務を行える職員がいない	令和8年度以降の取扱が不明	追加費用負担の発生	利用者負担の発生	非常勤職員等の処遇上の問題	賃金改善の必要性がない	算定要件を達成できない
全体	8.2%	32.4%	17.3%	4.2%	3.3%	3.9%	5.3%	11.3%	15.2%
居宅介護	4.5%	29.9%	23.9%	3.0%	4.5%	11.9%	1.5%	1.5%	11.9%
重度訪問介護	6.3%	43.8%	18.8%	3.1%	3.1%	12.5%	6.3%	9.4%	25.0%
生活介護	0.0%	31.6%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%	15.8%	0.0%
施設入所支援
就労継続支援A型	2.3%	34.1%	25.0%	4.5%	2.3%	6.8%	2.3%	9.1%	15.9%
就労継続支援B型	4.3%	36.2%	21.3%	0.0%	2.1%	6.4%	8.5%	12.8%	23.4%
共同生活援助(介護サービス包括型)	4.0%	36.0%	28.0%	4.0%	4.0%	4.0%	6.0%	12.0%	22.0%
児童発達支援	5.4%	32.4%	18.9%	2.7%	2.7%	0.0%	2.7%	13.5%	10.8%
放課後等デイサービス	5.9%	47.1%	35.3%	5.9%	0.0%	0.0%	11.8%	11.8%	11.8%
福祉型障害児入所施設	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	10.0%	0.0%
医療型障害児入所施設	18.2%	4.5%	0.0%	4.5%	4.5%	0.0%	0.0%	13.6%	0.0%

注1) 令和6年9月30日時点の状況である。

注2) 集計対象数が10未満の場合は「...」と表章している。

○事務作業が煩雑とする具体的な事情

福祉・介護職員等処遇改善加算の取得（届出）をしていない理由について、「事務作業が煩雑」と回答した事業所の具体的な事情をみると、「処遇改善計画書を作成するための事務作業が煩雑であるため」が85.9%、「処遇改善実績報告書を作成するための事務作業が煩雑であるため」が77.9%となっている。

(統計表第53表)
(複数回答)

	処遇改善計画書を作成するための事務作業が煩雑であるため	処遇改善実績報告書を作成するための事務作業が煩雑であるため	勤務時間や勤務日数等に応じて、処遇改善加算の総額から個々の職員の支給額を算定する事務作業が煩雑であるため
全 体	85.9%	77.9%	58.9%
居宅介護	89.5%	73.7%	57.9%
重度訪問介護	71.4%	64.3%	50.0%
生活介護
施設入所支援
就労継続支援A型	93.3%	80.0%	73.3%
就労継続支援B型	81.3%	56.3%	37.5%
共同生活援助(介護サービス包括型)	83.3%	88.9%	55.6%
児童発達支援	91.7%	91.7%	33.3%
放課後等デイサービス
福祉型障害児入所施設
医療型障害児入所施設

注1)令和6年9月30日時点の状況である。

注2)集計対象数が10未満の場合は「...」と表章している。

○給与等の引き上げの対象者

給与等の引き上げの対象者をみると、「施設・事業所の職員全員について、給与等を引き上げ（予定）」が56.0%となっている。

（統計表第73表）

	施設・事業所の職員全員について、給与等を引き上げ（予定）	調査対象サービスにおける従事者全員について、給与等を引き上げ（予定）	調査対象サービスにおける福祉・介護職員全員について、給与等を引き上げ（予定）	何らかの要件に該当した調査対象サービスにおける従事者のみ、給与等を引き上げ（予定）	給与等を引き上げる予定だが、対象者については未定
全 体	56.0%	9.9%	10.4%	13.6%	7.5%
居宅介護	41.9%	13.1%	19.8%	16.4%	7.4%
重度訪問介護	35.8%	19.7%	17.1%	11.7%	11.7%
生活介護	64.4%	8.8%	7.9%	11.5%	6.6%
施設入所支援	77.1%	7.9%	1.9%	9.5%	1.9%
就労継続支援A型	44.0%	10.9%	12.0%	16.2%	14.3%
就労継続支援B型	56.5%	10.7%	9.2%	14.9%	7.1%
共同生活援助（介護サービス包括型）	51.8%	8.0%	13.2%	16.9%	8.3%
児童発達支援	47.1%	6.1%	7.9%	25.0%	10.4%
放課後等デイサービス	45.4%	13.7%	11.4%	18.8%	8.5%
福祉型障害児入所施設	77.8%	6.5%	2.8%	10.2%	1.9%
医療型障害児入所施設	69.7%	10.1%	2.0%	15.2%	2.0%

注)令和6年9月30日時点の状況である。

○加算を配分した職員の範囲

福祉・介護職員等処遇改善加算の福祉・介護職員以外への配分状況をみると、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者の割合が高くなっている。

(統計表第21表)

(複数回答)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者	看護職員	理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)、心理指導担当職員	管理栄養士・栄養士	調理員	事務員	福祉・介護職員以外の配置指導員等(賃金向上達成指導員、目標工賃達成指導員等)
80.5%	27.1%	18.2%	17.2%	14.9%	35.6%	18.9%

注)福祉・介護職員等処遇改善加算の届出をしていると回答した施設・事業所の状況である。

(参考)令和4年度調査における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の配分状況

(複数回答)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・サービス提供責任者	看護職員	理学療法士・作業療法士、機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)	管理栄養士・栄養士	調理員	事務員
75.0%	29.0%	17.9%	19.4%	15.1%	35.8%

○賃金改善の実施方法

令和6年度の賃金改善の実施方法をみると、「ベースアップ等により対応」が69.0%、「賞与等（一時金を含む）の支給金額の引き上げまたは新設により対応」が50.6%となっている。

（統計表第25表）
（複数回答）

	ベースアップ等により対応	定期昇給を実施することで対応	各種手当の新設により対応（決まって毎月支払われる手当以外）	既存の各種手当を引き上げて対応（決まって毎月支払われる手当以外）	賞与等（一時金を含む）の支給金額の引き上げまたは新設により対応	その他
全体	69.0%	40.6%	19.4%	23.6%	50.6%	0.3%
居宅介護	68.9%	26.3%	17.0%	26.0%	56.1%	0.3%
重度訪問介護	64.2%	25.5%	27.3%	19.1%	55.4%	0.3%
生活介護	69.6%	47.2%	15.9%	22.0%	42.6%	0.3%
施設入所支援	69.1%	61.5%	24.9%	28.1%	43.5%	0.3%
就労継続支援A型	67.9%	31.4%	12.8%	25.5%	52.6%	0.7%
就労継続支援B型	65.0%	40.6%	15.8%	28.8%	52.6%	0.0%
共同生活援助（介護サービス包括型）	65.1%	39.5%	20.1%	24.1%	50.0%	0.6%
児童発達支援	72.2%	38.3%	22.7%	21.7%	60.6%	0.0%
放課後等デイサービス	71.4%	37.5%	23.0%	18.0%	61.8%	1.4%
福祉型障害児入所施設	72.3%	50.0%	22.3%	23.2%	42.9%	0.0%
医療型障害児入所施設	65.6%	53.1%	18.8%	35.9%	28.1%	0.0%

注1)福祉・介護職員等処遇改善加算の届出をしていると回答した施設・事業所の状況である。

注2)「ベースアップ等」とは、賃金表の改定により基本給又は決まって毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることを指す。

○加算額の一部の令和7年度への繰り越し状況

加算額の一部の令和7年度への繰越状況をみると、「加算額の一部を令和7年度に繰り越した（予定）」が15.2%、「加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた（予定）」が77.8%となっている。

（統計表第33表）

	加算額の一部を令和7年度に繰り越した （予定）	加算の全額を令和6年度分の賃金改善 に充てた（予定）
全 体	15.2%	77.8%
居宅介護	11.9%	74.4%
重度訪問介護	14.4%	74.2%
生活介護	15.9%	78.0%
施設入所支援	18.6%	79.2%
就労継続支援A型	13.1%	78.1%
就労継続支援B型	15.5%	78.0%
共同生活援助（介護サービス包括型）	19.8%	74.1%
児童発達支援	14.8%	78.7%
放課後等デイサービス	17.7%	77.4%
福祉型障害児入所施設	9.8%	80.4%
医療型障害児入所施設	21.9%	75.0%

注1) 令和6年9月30日時点の状況である。

注2) 福祉・介護職員等処遇改善加算の届出をしていると回答した施設・事業所の状況である。

○賃上げ促進税制の適用有無

令和6年度の賃上げ促進税制の適用有無をみると、「賃上げ促進税制の対象外（社会福祉法人）」が39.4%、「未定」が27.8%となっている。

(統計表第69表)

	(賃上げ促進税制の対象であり) 適用を受ける予定	(賃上げ促進税制の対象であるが) 適用を受けない予定	賃上げ促進税制の対象外 (社会福祉法人)	賃上げ促進税制の対象外(その他)	未定
全 体	17.5%	8.4%	39.4%	4.0%	27.8%
居宅介護	30.9%	11.7%	18.5%	0.0%	34.9%
重度訪問介護	30.4%	13.0%	10.4%	0.0%	42.5%
生活介護	9.1%	7.3%	65.6%	1.2%	16.9%
施設入所支援	0.0%	0.0%	98.1%	1.6%	0.3%
就労継続支援A型	22.6%	13.5%	12.4%	1.1%	47.4%
就労継続支援B型	16.7%	12.5%	36.9%	2.1%	29.5%
共同生活援助(介護サービス包括型)	18.1%	4.3%	42.6%	2.8%	31.0%
児童発達支援	27.1%	12.5%	15.0%	4.3%	37.5%
放課後等デイサービス	26.6%	9.2%	12.5%	2.6%	45.8%
福祉型障害児入所施設	0.0%	0.9%	94.4%	4.6%	0.0%
医療型障害児入所施設	0.0%	0.0%	64.6%	34.3%	1.0%

注1) 令和6年2月1日～令和6年9月30日の間の状況である。

注2) 「給与等を引き上げた」または「令和6年1月末時点の給与水準を維持しているが、1年以内に引き上げる予定」と回答した施設・事業所の状況である。

Ⅱ 障害福祉サービス等従事者の平均給与額等の状況について

○障害福祉サービス等従事者の平均基本給等の状況（常勤の者、職種別）

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均基本給等について、令和5年9月と令和6年9月の状況を比較すると、12,860円の増となっている。

（統計表第88表）

	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年－令和5年)
福祉・介護職員	253,710円	240,850円	12,860円
サービス管理責任者	318,460円	303,380円	15,080円
看護職員	305,730円	292,650円	13,080円
理学療法士・作業療法士	302,910円	292,070円	10,840円
機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)	285,430円	273,160円	12,270円
心理指導担当職員	317,620円	306,000円	11,620円
管理栄養士・栄養士	275,470円	263,540円	11,930円
調理員	228,430円	217,760円	10,670円
事務員	269,800円	257,090円	12,710円

注1) 令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均基本給等を比較している。

注2) 基本給等は基本給(月額)＋手当のうち毎月決まって支払われる手当(通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。)

注3) 平均基本給等は10円未満を四捨五入している。

○障害福祉サービス等従事者の平均給与額の状況（常勤の者、職種別）

福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和5年9月と令和6年9月の状況を比較すると、19,970円の増となっている。

（統計表第86表）

	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年－令和5年)
福祉・介護職員	327,720円	307,750円	19,970円
サービス管理責任者	405,480円	385,120円	20,360円
看護職員	421,390円	399,130円	22,260円
理学療法士・作業療法士	399,850円	381,230円	18,620円
機能訓練担当職員(言語聴覚士含む)	374,120円	346,750円	27,370円
心理指導担当職員	447,850円	432,230円	15,620円
管理栄養士・栄養士	367,090円	347,820円	19,270円
調理員	299,390円	285,000円	14,390円
事務員	357,080円	339,260円	17,820円

注1) 令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

○福祉・介護職員の平均給与額の内訳（常勤の者）

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、基本給、手当、一時金（賞与等）ごとに、令和5年9月と令和6年9月の状況を比較すると、基本給が6,450円の増、手当が8,470円の増、一時金が5,070円の増となっている。

（統計表第88表）

	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年－令和5年)
平均給与額	327,720円	307,750円	19,970円
うち、基本給	207,810円	201,360円	6,450円
うち、手当	69,920円	61,450円	8,470円
うち、一時金(賞与等)	50,000円	44,930円	5,070円

注1) 令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 手当は職務手当、処遇改善手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、時間外手当(早朝・深夜・休日手当等)も含まれる。

注3) 一時金は賞与その他臨時支給分として4～9月に支給された金額の1/6

注4) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。このため合計が合わないことがある。

○福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、サービス種類別）

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和5年9月と令和6年9月の状況を比較すると、各サービスにおいて1万円以上の増加額となっている。

（統計表第90表）

	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年－令和5年)
全 体	327,720円	307,750円	19,970円
居宅介護	317,550円	297,720円	19,830円
重度訪問介護	347,540円	316,390円	31,150円
生活介護	317,000円	295,540円	21,460円
施設入所支援	371,620円	350,510円	21,110円
就労継続支援A型	289,060円	270,100円	18,960円
就労継続支援B型	289,130円	273,690円	15,440円
共同生活援助(介護サービス包括型)	291,050円	274,190円	16,860円
児童発達支援	293,940円	273,760円	20,180円
放課後等デイサービス	286,110円	266,600円	19,510円
福祉型障害児入所施設	394,030円	371,120円	22,910円
医療型障害児入所施設	410,840円	393,390円	17,450円

注1) 令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

○福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、勤続年数別）

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、令和5年9月と令和6年9月の状況を勤続年数別に比較すると、勤続年数にかかわらず増となっている。

（統計表第104表）

	平均年齢 (歳)	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年－令和5年)
全体 【平均勤続年数：7.9年】	44.9	327,720円	307,750円	19,970円
1年(勤続1年～1年11か月)	40.5	290,680円	248,610円	42,070円
2年(勤続2年～2年11か月)	40.9	299,490円	278,410円	21,080円
3年(勤続3年～3年11か月)	41.9	296,750円	280,490円	16,260円
4年(勤続4年～4年11か月)	43.0	310,240円	294,120円	16,120円
5年～9年	45.5	324,130円	308,230円	15,900円
10年以上	49.4	373,370円	358,240円	15,130円

注1) 令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注4) 勤続年数は令和6年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

注5) 勤続1年の者の差額が大きくなっているのは、例えば、令和5年4月から勤務を開始した福祉・介護職員の場合、令和5年6月期の賞与の算定に係る勤続月数が他の職員に比較して短いため、賞与の支給額が相対的に低くなることによって、令和5年9月の平均給与額が低くなることの一つの要因として考えられる。

○福祉・介護職員の平均給与額の状況（常勤の者、保有資格別）

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）を取得（届出）している事業所における福祉・介護職員（常勤の者）の平均給与額について、保有資格別にみると、保有資格の有無にかかわらず増となっている。

（統計表第102表）

		平均勤続年数 (年)	令和6年9月	令和5年9月	差 (令和6年－令和5年)
全 体		7.9	327,720円	307,750円	19,970円
保有資格あり		9.3	359,400円	338,520円	20,880円
複数 回 答	介護福祉士	9.6	356,460円	336,430円	20,030円
	社会福祉士	8.9	382,370円	360,830円	21,540円
	精神保健福祉士	8.4	371,260円	350,750円	20,510円
	(たんの吸引等)認定特 定行為業務従事者	8.8	379,110円	353,990円	25,120円
保有資格なし		7.0	307,980円	288,570円	19,410円

注1) 令和5年9月30日と令和6年9月30日ともに在籍している者の平均給与額を比較している。

注2) 平均給与額は基本給(月額)＋手当＋一時金(4～9月支給金額の1/6)

注3) 平均給与額は10円未満を四捨五入している。

注4) 平均勤続年数は令和6年9月までに勤続した年数であり、同一法人の経営する施設・事業所における勤続年数は通算して計上している。

Ⅲ 給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について

○給与等の引き上げ以外の処遇改善状況

給与等の引き上げ以外の処遇改善状況について、職場環境等要件の各区分別に実施率が高いのは、

- ・入職促進に向けた取組のうち、「法人・事業所の経営理念や支援方針などの明確化」が 71.4%
- ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援のうち、「研修の受講支援等」が 77.8%
- ・両立支援・多様な働き方の推進のうち、「有給休暇が取得しやすい環境の整備」が 80.9%
- ・腰痛を含む心身の健康管理のうち、「事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等」が 78.4%
- ・生産性向上のための業務改善の取組のうち、「業務手順書の作成等」が 74.8%
- ・やりがい・働きがいの醸成のうち、「職員の気づきを踏まえたケア内容等の改善」が 86.3%

となっている。

(統計表第85表)

	実施	未実施
入職促進に向けた取組		
法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	71.4%	15.2%
資質の向上やキャリアアップに向けた支援		
働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	77.8%	10.2%
両立支援・多様な働き方の推進		
有給休暇が取得しやすい環境の整備	80.9%	7.9%
腰痛を含む心身の健康管理		
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	78.4%	9.6%
生産性向上のための業務改善の取組		
業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	74.8%	12.8%
やりがい・働きがいの醸成		
ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	86.3%	4.6%

注1)当該設問に未回答の施設・事業所があるため、構成割合の合計は100%にならない場合がある。

注2)職場環境等要件については、各区分ごとの実施率の上位1位を掲載している。